

# 暮らしの中の伝統的工芸品展 開催要項

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

## 1. 開催趣旨

全国の伝統的工芸品等を一堂に集めた工芸品展を首都圏で開催し、日本の伝統技術の基盤といえる手作り技術の継承、向上について消費者の需要を喚起し、伝統的工芸品を現代の暮らしの中に取り入れた豊かな暮らし、心地よい暮らしを提案する。

本催事では、商品のご提案に加え、工芸品コーディネートの提案、職人による製作実演及び体験教室を開催し、伝統的工芸品をより身近に感じてもらえるよう演出する。

## 2. 名 称

「暮らしの中の伝統的工芸品展」

## 3. 開催日時

2020年8月19日(水)～26日(水)8日間 午前10時～午後8時※最終日は午後5時閉場

## 4. 開催会場

小田急百貨店・新宿店本館 11階=催物場 320坪

〒160-8001 東京都新宿区西新宿1丁目1-3

☎03-3342-1111 (代表)

※会場では、百貨店側とも協力し、実演者、説明員、来場者等皆様の新型コロナウイルス感染拡大防止の措置を講じることとします。

## 5. 主 催

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22

☎03-5785-1001

## 6. 協 力

株式会社小田急百貨店

## 7. 後 援 (予定)

経済産業省、ほか関係団体

## 8. 出品者

指定産地組合等

## 9. 入場者数

30,000名(予定)

## 10. 入場料

無 料

## 11. 会場構成・イベント等

### イ) 経済産業大臣指定伝統的工芸品展示

- ① 産地ごとに展示頒布を行う。
- ② 産地ごとの小間を「業種別」に配置する。
- ③ 1産地1小間を基本とし、出展状況に応じて小間数を調整する。
- ④ 1小間(説明・実演を含む)は、3.3㎡を基本とし、商品の特性等に応じ調整する。

なお、申し込み多数の場合は、主催者及び小田急百貨店との協議により展示工芸品を選定する。

### ロ) 工芸品製作実演(詳細は「19. 参加産地への補助」を参照。)

伝統工芸士をはじめとする作り手により、経済産業大臣指定伝統的工芸品の製作工程を来場者に披露する。選定は参加に積極的な産地から業種・地域を考慮しつつ主催者が選定する。実演に関する経費は主催者が一定額を補助する。

### ハ) 工芸品製作体験の実施

工芸品製作体験指導を実施し来場者への工芸品の訴求を図る。体験に関する経費は主催者が一定額を補助する。

### 二) 来場者の誘導表示

百貨店内案内看板等により催事場の誘導表示を行う。

## 12. 出展者

経済産業大臣指定伝統的工芸品の産地組合等(指定が任意団体の場合を含む。以下「指定産地組合等」という。)及び指定産地組合等が認めた企業・団体等とする。

## 13. 出品物

経済産業大臣指定伝統的工芸品及び伝統的技術を活用して指定地域内で製作された製品等であって、指定産地組合等が認めた製品とする。

## 14. 搬入・搬出・設営

詳細につきましては、後日お配りする「出品の手引き」にてお知らせいたします。

## 15. 出品物の管理・説明

### イ) 一般管理・説明

- ① 出品物の生産者又は生産者の指定する者が、搬出入並びに会期中の出品物の管理、来場者への説明業務を行う。
- ② 主催者は会場監視要員を配置し、会場保全及び出品物の管理補助、来場者への説明補助等を行う。

### ロ) 産地説明員派遣経費の補助(詳細は「19. 参加産地への補助」を参照。)

商品管理・説明のみの場合は補助対象外となるが、製作工程の説明及び実演・体験指導を伴う場合には産地からの派遣経費を主催者が一定額補助する。

## 16. 出品物の盗難対策

### イ) 出品物への保険

搬入から搬出時までの間は、主催者が盗難・毀損による損害を賠償する「受託者賠償責任保険」をかける。

(ただし、事故時期の特定及び損害額の算定ができないものを除く) また、安全な状態で展示がされていない場合や設定されている免責額により出展者の負担となる場合もある。なお、開梱以前及び搬出後の事故損害は本賠償の対象とならないため、出品者において別途必要な運送保険等を掛けるものとする。

### ロ) 出品明細書の提出

本展への出品に際しては保険金額算出のための出品明細書を必ず事前に提出するものとする。なお、明細書の提出期限に間に合わなかった場合は保険対象外となるため、事故があった際には出展者の負担となる。

### ハ) 出品物の撮影・確認

事故による保険保障については、事故の時期確定並びに早期届出を要するため、出品物の生産者又は生産者の指定する者は、搬入日の展示終了後、出品物すべてを確認できる展示状況の記録写真を残し、かつ 8 月 26 日 (水) の搬出時には必ず展示品の確認を行うこと。

### ニ) 事故の初期対応

会期中に展示品の事故を発見した場合は、速やかに主催者に連絡しその指示に従うこと。会期終了後など報告が遅滞した場合は保険保障の対象外とする。

### ホ) 会場警備

主催者は、警備員を巡回させる等、盗難等不測の事故の抑止に務める。

## 17. 広報宣伝

来場者の動員のため、下記内容の各種 P R を実施予定。

### イ) 折り込み広告

### ロ) ポスター (公共交通機関掲出)

### ハ) ダイレクト・メール (DM)

### ニ) インターネット

### ホ) その他事前広報活動

## 18. 小田急百貨店の協力内容

### イ) 出品物への助言・選品

経済産業大臣指定伝統的工芸品の出品物に関する東京市場での消費者ニーズ適合製品及び価格帯の助言及び選品を行う。

### ロ) 出品物の効果的な展示についての助言・指導を行う。

### ハ) 入金・精算業務

会期中のレジ入金係員の配置、各種クレジットカード取扱、入金、配送品発送、会期後の顧客クレーム対応等の体制を支援する。

また、会期後の売上精算業務、注文品の対応も行う。ただし、販売代金の送金は、伝産協会が行う。

### ホ) P R

本展に関する同百貨店の P R 媒体枠の活用を行う。

## へ) 来場者の誘導表示

同百貨店内表示及び催事場への誘導表示を行う。

### 19. 参加産地への補助 ※工芸品説明員（工程説明・実演・体験）に限る

項目	対象	費目	内容
製作実演・体験	実演実施 産地・団体	旅費・宿泊費	往復交通費+宿泊費（@9,000円/人日×9泊まで） ※1、※3、※4
		謝金	@10,000円/人日×実演日数
製作工程説明員	担当員派遣 産地・団体	旅費・宿泊費	指定品1「小間」につき、 延べ1名分の往復交通費+@9,000円×9泊（最長）の 宿泊費 ※1、※2、※3、※4

※1 旅費等の支給は、当協会の旅費支払規程による。

※2 東京近郊産地の組合員及び組合員企業従業員（関係者を含む）がアテンドする場合は交通費として往復1,000円（1,000円以上は実費）を支払うものとする。なお、東京近郊とは出展組合事務所が新宿駅起点で50km未満の場合をいう。

※3 担当者途中交代にかかる交通費、実演・体験に関わる材料及び道具運搬費は補助の対象外。

※4 新型コロナウイルス感染影響支援による特別料金。

### 20. 出展負担金

1小間 50,000円

### 21. 事務局

一般財団法人 伝統的工芸品産業振興協会 伝統工芸 青山スクエア

〒107-0052 東京都港区赤坂8-1-22

TEL: 03-5785-1001 / FAX: 03-5785-1002

✉ center@kougei.or.jp